

委任契約書

依頼者(甲) (住所) (氏名)	印	受任弁護士(乙) (住所) 東京都多摩市鶴牧1-4-17いずみビル4階C (氏名) 田崎 博実	印
------------------------	---	---	---

1. 甲は乙に対して次の事件を委任し、乙はこれを受任する。

相手方	事件名
管轄裁判所等の表示	裁判所 支部 平成 年 () 第 号
委任の範囲	

2. 乙は、誠実に委任事務の処理に当たるものとする。

3. 甲は乙に対し、次の着手金、報酬金、日当・実費等を次の通り支払う。

(1) 着手金は (本契約締結のとき 平成 年 月 日)。

着手金 万 円 (含消費税 円)

(2) 書面印刷代、交通費、印紙代など委任事務処理に要する実費は、乙が請求したとき (預り金により処理する場合を除く)。

預り金 円

(3) 報酬金は事件等の処理が終了したとき。

報酬金見込額 万 円 (含消費税 円)

甲の得た経済的利益の %

4. 甲が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、事件等の処理に着手せず又はその処理を中止することができる。

5. 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、乙は、甲と協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、又は、弁護士報酬の全部又は一部請求するものとする。

②前項の場合において、委任契約の終了につき、乙のみに重大な責任がある時は、乙は、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、乙は、甲と協議の上、その全部又は一部を返還しないことができる。

③第1項において、委任契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず、甲が乙の同意なく委任事務を終了させたとき、甲が故意又は重大な過失により委任事務を不能にしたときは、その他甲に重大な責任があるときは、乙は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については、請求することができない。

6. 甲が第3項により支払うべき金員を支払わないときは、乙は、甲に対する金銭債務 (保証金、相手方より収受した金員等) と相殺または事件等に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

7. 特約条項